

入 札 説 明 書

甲府市が発注する、告示第20号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札参加資格

甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本委託にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなします。

(1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「入札参加資格」に記載した要件を満たす者。

(2) 本業務委託の入札に参加する1者又は企業体の代表者及び構成員は、本業務委託及び（設計）804号「緑が丘スポーツ公園前期整備（A工区）実施設計業務委託」（以下、「A工区」という。）において、他の企業体の代表者及び構成員になることはできません。

なお、本業務委託の入札参加者は、「A工区」の入札参加申請をすることは可能ですが、本業務委託及び「A工区」両方の落札者となることはできません。

(3) 同種又は類似業務の実績

平成17年度以降に、引き渡し済みの設計業務の中から、次に定める同種業務等（同種業務又は類似業務）の実績を有する者であること。（ただし、受注形態が共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）なお、企業体の場合は、企業体の代表者が元請として実績を有すること。

同種又は類似業務：**公共施設の「設計」業務**（契約書等の写しを添付すること。）

(4) 甲府市発注の設計業務委託において、手持業務（委託契約額が1件500万円以上）件数が、申請時点で3件未満であること。

(5) 配置予定技術者の資格・業務経歴等

管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ配置（兼務不可）し、資

格を証する書面の写しを添付すること。また、技術者の引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険被保険者証等）を提出できること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として業務完了まで認めない。

【管理技術者】

建築士法第2条に規定する一級建築士又は技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）で、公共施設の「設計」業務の実績を有する者であること。なお、企業体の場合は代表者から管理技術者を配置すること。

【照査技術者】

建築士法第2条に規定する一級建築士又は技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）で、公共施設の「設計」業務の実績を有する者であること。なお、企業体の場合は代表者又は構成員から照査技術者を配置すること。

【担当技術者】

公共施設の「設計」業務の実績を有する者であること。なお、企業体の場合は代表者又は構成員から担当技術者を配置すること。

- (6) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (7) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (8) 事業協同組合と協会は、同時に入札に参加することはできない。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (11) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る

指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(12) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(14) 市税の滞納がない者であること。

(15) 企業体の場合は、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は、30%とする。

2 企業体の場合の名称

対象業務の企業体の名称は「〇〇設計、□□設計 設計業務共同企業体」とする。

3 入札説明書等の配付期間、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配付方法 甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手してください。

(3) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 「個別事項」に記載の受付開始日から締切日まで。
（この期間内の市の休日を除く。）

午前9時～午後5時 （締切日は午後3時まで）

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

4 設計図書の配付等

(1) 配付期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配付方法 甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手してください。

5 設計図書に関する質問等

- (1) 設計図書に関する説明会及び現場説明会は行いません。
- (2) 設計図書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出してください。

ア 受付期間 「個別事項」に記載のとおり
(この期間内の市の休日を除く。)

イ 受付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

- (3) 質問及びその回答は、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）に公表します。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 「個別事項」に記載のとおり

(2) 場 所 甲府市役所 6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合があります。

7 入札参加申請書等（作成要領に基づき、申請してください。）

※ 作成要領及び各種申請資料等は、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）からダウンロードできます。

(1) 入札参加資格確認申請書（第1号様式その3） 1部

(2) 入札参加資格確認申請資料 各1部

ア 同種又は類似業務の実績（第6号様式）及びその添付書類

イ 配置予定技術者の資格・業務経歴等（第7号様式）及びその添付書類

ウ 誓約書

(3) 特定設計業務入札参加資格審査関係（ファイル形式）（1者で入札参加する場合は不要）

ア 特定設計業務入札参加資格審査申請書

イ 特定設計業務共同企業体協定書

ウ 委任状

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札を希望する者は、7の(1)、(2)及び(3)の書類に必要事項を記入し、受付期間内に契約課へ直接持参してください。

なお、(3)の書類については、事業協同組合又は協会で入札に参加する場合は、不要です。

(2) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の受付期限の日をもって行うものとし、その結果は「個別事項」に記載の日付けで郵送により通知します。

(3) その他

ア 申請書及び資料の受付期限の日を過ぎての提出は受け付けません。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しません。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められます。

(2) 提出期限

「個別事項」に記載のとおり

(この期間内の市の休日を除く。)

事業管理者宛ての書面により契約課へ直接持参してください。

(3) 回答

「個別事項」に記載の日付けで書面により回答します。

10 入札方法等

(1) 電送及び郵送による入札は認めないので、指定日時の指定場所に集合してください。

(2) 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

(3) 入札書には、消費税抜きの金額を記載してください。

(4) **入札執行回数は、2回までとします。**

(5) 入札参加者は、入札執行に先立ち、市長が入札参加資格があることを確認した旨の通知(「入札参加資格確認通知書」)の写しを入札執行担当職員に提出してください。

(6) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

1.1 積算内訳書の提出

- (1) 入札執行時に積算内訳書の提出を求めます。
- (2) 積算内訳書の様式は、当該積算内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明示してください。
- (3) 積算内訳書は返却しません。

1.2 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

1.3 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、本業務委託の落札者（企業体の代表者及び構成員を含む）は、「A工区」の落札者となることはできません。

1.4 その他

- (1) 請負契約書作成の要否：要

(2) 最低制限価格 適用

この業務委託には、最低制限価格を設定してあります。最低制限価格を下回った場合は失格となり、再入札はできません。

- (3) 落札者が契約締結までの間に1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しません。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとします。

- (4) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(5) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」により、指名停止を行うことがあります。

(6) 申請書提出後、代表者以外の構成員を原因として、指名停止をうけることとなった共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、入札参加資格の確認申請を行うことができます。

ア 提出期間 申請書を提出した日の翌日から「個別事項」に記載の受付締切日まで。

イ 提出方法 甲府市総務部契約管財室契約課（甲府市丸の内一丁目18番1号）に持参してください。

ウ 提出書類 一般競争入札参加申請書他、必要書類

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

1.5 問い合わせ先

甲府市総務部契約管財室契約課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5124

「設計業務共同企業体の結成に関する留意事項」については、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から参照できます。